

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター競技備品貸付要綱

(平成22年6月18日平成22年度要綱第2号)

改正 平成24年9月28日平成24年度要綱第32号 平成25年3月29日平成24年度要綱第53号  
平成26年7月1日平成26年度要綱第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)国立スポーツ科学センター(以下「科学センター」という。)及びナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)が保有する競技備品の貸付けに関して、必要な事項を定める。

(貸付対象団体)

第2条 貸付対象団体は、次の各号に定める者とする。

- (1) 財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)
- (2) JOC加盟競技団体(以下「NF」という。)

(貸付対象競技備品)

第3条 貸付対象競技備品(以下「貸付備品」という。)は、科学センターが独立行政法人日本スポーツ振興センターナショナルトレーニングセンター利用規程第3条に定める専用トレーニング施設(以下「専用トレーニング施設」という。)、共用トレーニング施設及び独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター利用規程第3条第2号に規定するスポーツ施設に備える競技備品とする。ただし、専用トレーニング施設に備える貸付備品の貸付対象団体は、JOC及び専用トレーニング施設を利用するNFに限る。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、原則として1か月以内とする。ただし、特別な事情により期間延長の必要が生じた場合は、センターと協議の上、決定する。

(貸付範囲)

第5条 貸付範囲は、次の各号に定める大会等であつて、国内で使用する場合に限る。

- (1) 国際競技大会
- (2) 全国大会
- (3) 前2号の大会に準ずる競技大会
- (4) JOC強化指定選手、NFの強化対象選手が参加する合宿

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、センターと協議の上、決定する。

(貸付手続)

第6条 貸付備品の借用を希望する借用対象団体(以下「借用希望団体」という。)は、センターに対し、事前に「国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター競技備品借用申請書」(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を提出する。

2 センターは、前項の申請が適当であると認めたときは、借用希望団体に「国立スポーツ科学センター競技備品借用許可書」(別記様式第2号)又は「ナショナルトレーニングセンター競技備品借用許可書」(別記様式第3号)を交付する。

(貸付料)

第7条 貸付料は、原則として無料とする。ただし、貸付けに係る経費(配送費用等)は、借用した競技団体(以下「借用団体」という。)が負担しなければならない。

(管理責任)

第8条 借用団体は、当該貸付備品に関して責任を持って管理し、期日までに貸付時の設置場所に返却し、原状復帰した上で、センターの確認を受けなければなら

ない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第9条 借用団体は、貸付備品を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(賠償責任)

第10条 借用団体は、当該貸付備品を汚損、破損又は亡失させた場合においては、速やかにセンターに連絡の上、該当する修理・取得のための代金又は同等の代替品について賠償の責めを負わなければならない。

(免責)

第11条 センターは、貸付期間中、借用団体が貸付備品を使用したことにより生じた一切の損害等について、その責めを負わない。

(提出書類の内容変更)

第12条 借用団体は、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡の上、指示に従わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、競技備品の貸付けに関し必要な事項は、センターと協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日平成24年度要綱第32号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日平成24年度要綱第53号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月1日平成26年度要綱第11号)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号(第6条第1項関係)

競技備品借用申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条第2項関係)

国立スポーツ科学センター競技備品借用許可書

[別紙参照]

様式第3号(第6条第2項関係)

ナショナルトレーニングセンター競技備品借用許可書

[別紙参照]